

釧路市サイン等多言語表記ガイドライン

～訪日外国人旅行者の受入環境向上のために～

平成30（2018）年3月

釧路市

目 次

1	はじめに	…	2
2	釧路市における訪日外国人旅行者の状況	…	3
3	多言語対応を行う対象・範囲等	…	4
	(1) 多言語対応を行う基本的な考え方		
	(2) 多言語対応の対象		
	(3) 多言語対応の手法		
4	多言語での表記方法	…	11
	(1) 多言語での表記方法		
	(2) 施設名等の表記方法		
	(3) ローマ字の扱い		
	(4) 飲食店における多言語でのメニュー表記の支援		
5	多言語表記の統一性・連続性の確保	…	17
6	多言語対応の推進	…	17
7	標識やサインのデザイン、設置方法に関する留意点	…	18
	(1) デザインに関する留意点		
	(2) 設置方法に関する留意点		
8	非常時等の対応	…	19
9	対訳語作成にあたっての方針及び対訳語一覧	…	21
	(1) 対訳語作成にあたっての基本的な考え方		
	(2) 市有施設に関する対訳語作成方針		
	(3) 対訳語一覧		

1 はじめに

訪日外国人旅行者数は、平成 25 (2013) 年に初めて 1,000 万人を突破し、平成 27 (2015) 年は 1,974 万人となり、急激な増加を記録しています。

政府は、観光先進国への新たな国づくりに向けて、「明日の日本を支える観光ビジョン」を平成 28 (2016) 年 3 月に策定し、平成 32 (2020) 年までに訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とする目標を掲げ、全ての訪日外国人旅行者が、快適に観光を満喫できる環境整備に向けて取り組んでいくこととしています。

釧路市においても、「第二期釧路市観光振興ビジョン」を策定するなど、観光振興を市の重要施策の一つに位置付け、市内を訪れる訪日外国人旅行者数は、平成 26 (2014) 年度に初めて 10 万人を突破し、平成 27 (2015) 年度も 14 万人を超えている状況にあります。

加えて、現在釧路市は、観光庁の「観光立国ショーケース^{※1}」をはじめ「国立公園満喫プロジェクト^{※2}」「広域観光周遊ルート^{※3}」「水のカムイ観光圏^{※4}」に選定又は認定され、多くの訪日外国人旅行者の誘客を目指し、ストレスを感じさせない受入環境の整備を推進することとしています。

訪日外国人旅行者にストレスを感じさせない受入環境整備には、標識やパンフレットなどの多言語対応が重要であることから、今般、観光施設等におけるサイン等の多言語表記の指針となる『釧路市サイン等多言語表記ガイドライン』(以下、ガイドラインという。)を策定しました。

訪日外国人旅行者の受入環境の整備には、行政機関だけではなく、官民一体となった取り組みが必要です。今後、市では本ガイドラインに基づいた多言語化の取り組みを進めていくことから、民間事業者の皆様におかれては、施設看板や標識、パンフレット等の多言語化に取り組む際には、本ガイドラインを参考としていただければ幸いです。

※1 観光立国ショーケース

訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成する取り組みである「観光立国ショーケース」として、釧路市、金沢市、長崎市が平成 28 (2016) 年 1 月 29 日に選定。

※2 国立公園満喫プロジェクト

日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に訪日外国人をひきつける取り組みを実施するプロジェクトとして阿寒摩周国立公園が平成 28 (2016) 年 7 月 25 日に選定。

※3 広域観光周遊ルート

テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均 6~7 日)に見合った訪日を強く動機づける広域観光周遊ルートの形成を促進し、海外へ積極的に情報発信する事業。平成 27 (2015) 年 6 月 12 日に認定。

※4 水のカムイ観光圏

観光立国の実現に向けて、国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成を推進するため、国内外からの観光客が 2 泊 3 日以上滞り交流型観光を行うことができる観光圏の形成を促進している。釧路市は弟子屈町とともに観光圏を形成し、平成 27 (2015) 年 4 月 10 日に認定。

2 釧路市における訪日外国人旅行者の状況

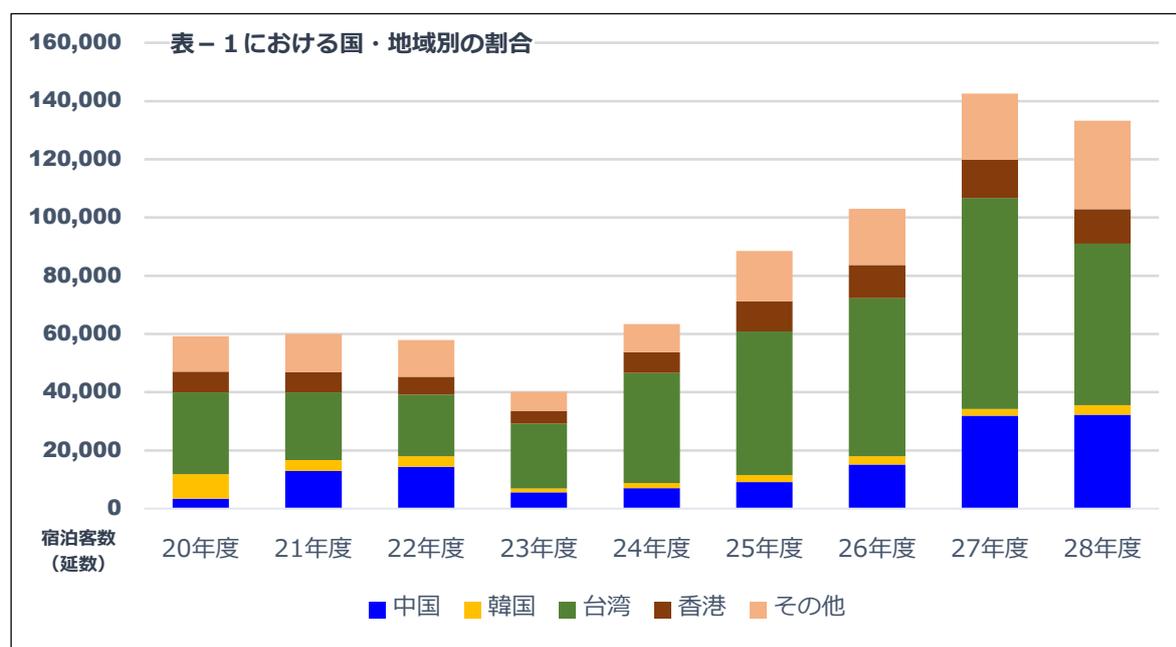
釧路市の訪日外国人旅行者数は、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の影響で急激な落ち込みはあったものの、その後アジア圏を中心として回復し、平成 26（2014）年度には宿泊客数（延数）が初めて 10 万人を超える等、増加傾向にあります。

表－1 釧路市における国・地域別外国人宿泊客数（延数）の推移

単位：人

国・地域 平成	中国	韓国	台湾	香港	その他	合計	釧路管内計 (参考)
20 年度	3,354	8,471	28,103	7,076	12,231	59,235	72,239
21 年度	12,949	3,719	23,291	6,876	13,164	59,999	68,845
22 年度	14,388	3,618	21,149	6,095	12,616	57,866	66,746
23 年度	5,575	1,323	22,309	4,333	6,616	40,156	45,940
24 年度	6,948	1,763	37,928	7,135	9,624	63,398	70,833
25 年度	9,062	2,454	49,323	10,298	17,389	88,526	96,562
26 年度	15,144	2,794	54,330	11,414	19,296	102,978	114,857
27 年度	31,914	2,294	72,509	13,169	22,661	142,547	160,323
28 年度	32,195	3,336	55,537	11,828	30,365	133,261	154,640

出典：釧路総合振興局：観光入込客数・訪日外国人宿泊客数



3 多言語対応を行う対象・範囲等

(1) 多言語対応を行う基本的な考え方

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月・観光庁）（以下、「観光庁ガイドライン」という。）に準拠します。

この場合において、国立公園に関する名称については、「自然公園等施設技術指針 多言語表記対訳語集」（平成 27 年 8 月改定・環境省）に準拠し、自然地名、居住地名および施設名については、「地名等の英語表記規程」（平成 28 年 3 月・国土地理院）に準拠します。

(2) 多言語対応の対象

はじめに、多言語対応の必要性が高い地域を表-2のとおり4つに分類し、図-1のとおり、「多言語化推進地域」として設定します。

次に、多言語化を推進する施設等を「多言語化推進地域」に位置する公共・民間の施設及び施設内案内、各種案内標識とし、それらに加え、展示物解説や各種ホームページ、パンフレット等も対象とします。

ただし、多言語対応による提供情報が明らかに訪日外国人旅行者にとって利用価値が低い場合は除きます。

表-2 多言語化推進地域

分類	役割	推進地域・場所
交通拠点	釧路市への入口部分にあたり、観光地や中心市街地への公共交通利用の起点となる拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・たんちょう釧路空港 ・釧路駅（その他駅等） ・釧路駅前バスターミナル ・阿寒湖バスセンター ・耐震・旅客船ターミナル ・道東自動車道（阿寒 IC） ・国道 38・44 号 釧路外環状道路（釧路西 IC、釧路中央 IC）
観光拠点	訪日外国人旅行者を受け入れる観光拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路市街地（図-1-（1）に示すストレスフリーエリア） ・阿寒湖温泉（図-1-（2）に示すストレスフリーエリア） ・生涯学習センター ・春採公園エリア（博物館等） ・釧路湿原エリア（湿原展望台等） ・丹頂鶴自然公園 ・山花公園エリア（動物園等） ・阿寒丹頂の里エリア <p>※ストレスフリーエリアとは 訪日外国人旅行者に対して、滞在中にストレスを感じさせない環境を提供するエリアのこと。</p>

図-1-(2)阿寒湖温泉地区
「ストレスフリーエリア」

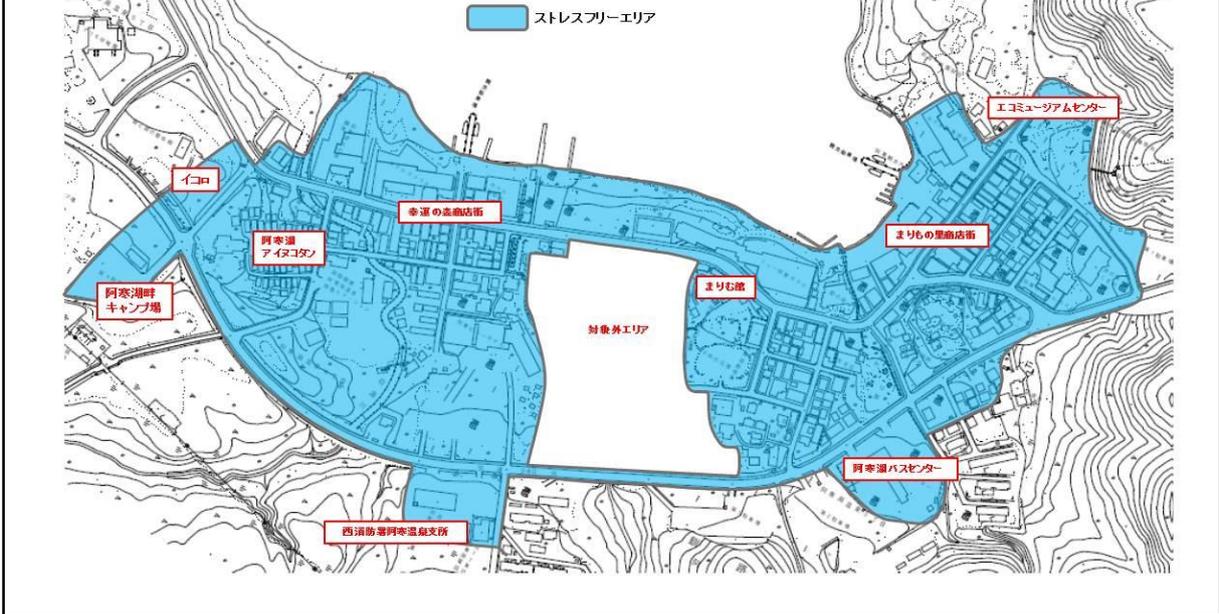


図-1-(3) 釧路市街地

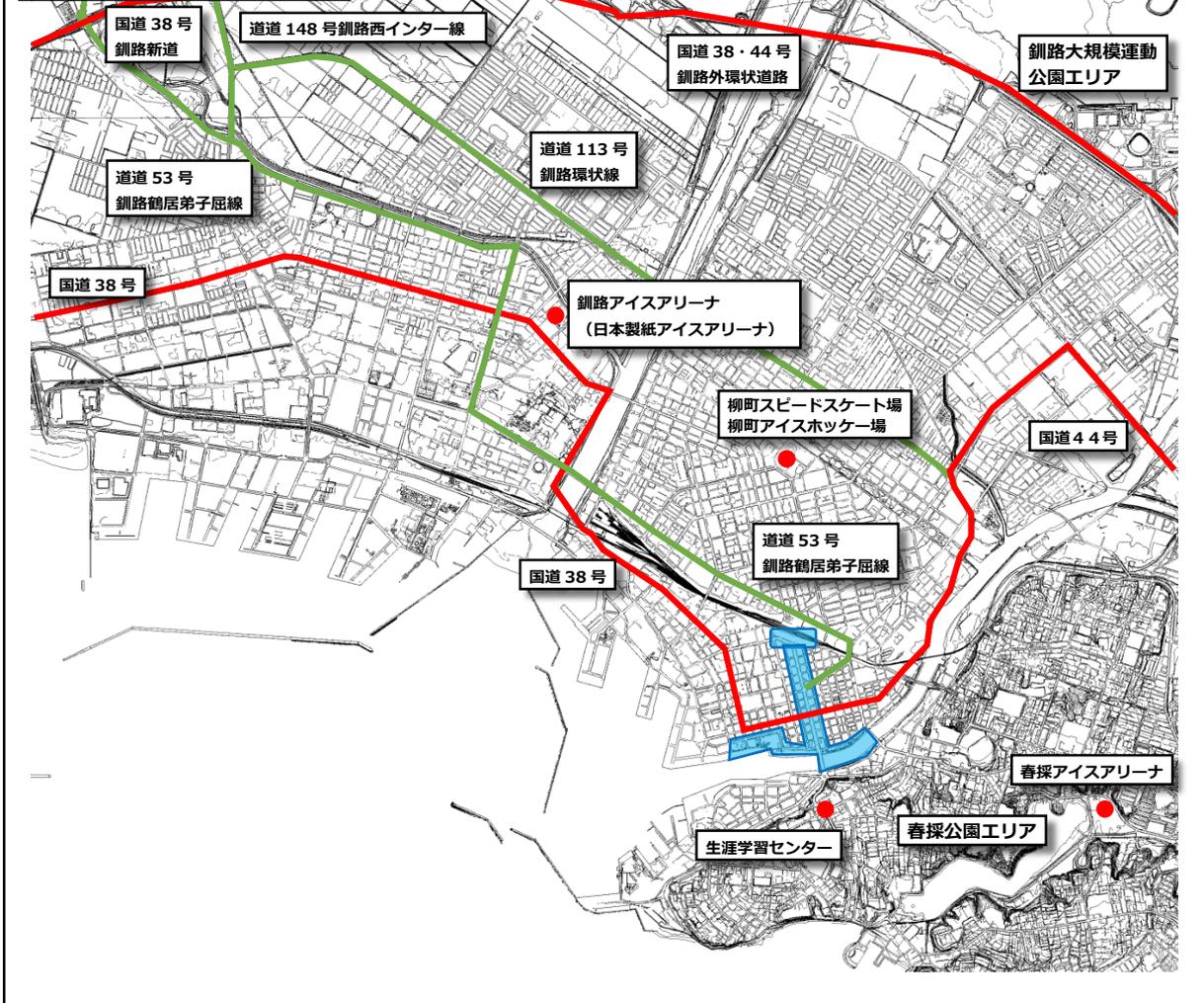


図-1-(4)広域図



(3) 多言語対応の手法

①多言語対応に使用する言語

多言語対応に使用する言語は、「英語」を基本とします。

ただし、地域や施設の特性、多言語表記後の視認性を考慮し、必要に応じて、中国語などその他の言語※を含めて多言語化を図ることとします。

※その他の言語は、観光需要や外国人の利用実態の観点から必要性が高い場合、視認性等に問題がない限り、表記することが望ましい。

(例) 中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、ロシア語、ベトナム語、タイ語等

②多言語対応の情報の分類と基準

多言語対応の情報の分類は、表-3のとおりとします。

英語、その他の言語、ピクトグラム(案内用図記号)の使用は、表-4から表-6に示す基準により判断することを推奨します。

表-3 多言語対応の情報の分類

分類	例
A	禁煙、飲食禁止
B	史跡・景勝地の案内表示、施設名の案内表示、施設内の案内表示、立入禁止、危険等の注意喚起、避難場所、避難誘導、案内標識 等
C	史跡・景勝地の解説文章、展示物解説文章、ホームページ、パンフレット 等
D	公共交通機関の利用方法、非常時等の情報提供 等

表-4 多言語対応の基準

分類	英語	その他の言語	ピクトグラム (案内用図記号)	記載される情報量 ※表-5 参照	多言語化されない場合の影響度 ※表-6 参照
A	○	-	○	少ない	小さい
B	○	△	○	少ない	大きい
C	○	△	△	多い	小さい
D	○	△	△	多い	大きい

【凡例】 ○：必要 △：表示スペース等があれば利用が望ましい -：必要性は低い

表－５ 記載される情報量の多寡

多い	理解を促すために、説明に多くの字数を要するもの
少ない	内容を理解するにあたり、それほど多くの字数を要しないもの または絵や図などで直感的に理解できるもの

表－６ 多言語化されない場合の影響度

大きい	訪日外国人旅行者の安全に関わる情報や、わからないことで混乱を招く、 または著しい不利益を被る情報
小さい	言語表示がなくても意味が伝わる情報、多言語化されていなくても若干不 便になる程度の情報

③ピクトグラム（案内用図記号）の取り扱いについて

ピクトグラムは、表－７のような視覚的な図による表現で内容の伝達を直感的に行うことができ、言語を問わず情報を伝達することが可能です。

特に禁止や注意、案内・誘導（トイレ・階段・エレベーター、レストラン、交通施設、案内所等）等のサインにおいては効果的であり、表記することが望ましいと考えられます。

表－７ ピクトグラムの例（JIS規格 標準案内用図記号）

				
禁煙	一般注意	お手洗い	階段	航空機/空港

採用するピクトグラムのデザインは、JIS規格による案内用図記号（JIS Z 8 2 1 0）を基本とし、運用にあたっては、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が策定した「標準案内用図記号ガイドライン」に準拠します。

ただし、上記ガイドラインに記載のないピクトグラムについては、「釧路市総合サイン計画」で定めるピクトグラムに準拠します。

運用例としては、表－８のようになります。

また、上記ガイドライン及び計画に記載のないピクトグラムについては、訪日外国人旅行者の混乱をもたらすことのないよう、他地域との統一性・連続性の確保に留意しつつ独自に定めることができるものとしします。

平成 13 (2001) 年 3 月、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、案内用図記号の標準化に向けて検討を行い、125 項目を標準案内用図記号として定め、標準案内用図記号ガイドラインをまとめました。

平成 14 (2002) 年 3 月、上記 125 項目のうち 110 項目が、標準案内用図記号として JIS 規格化され、平成 32 (2020) 年の東京オリンピックに向け、分かりやすい案内用図記号の環境整備を推進しています。

表-8 標準案内用図記号ガイドラインにおける注意点及び釧路市総合サイン計画の例

標準案内用図記号ガイドライン における運用の注意点		釧路市総合サイン計画 ピクトグラム例
 <p>お手洗い</p>	 <p>誘導方向や設置環境に応じて左右を反転することができます。</p>	 <p>丹頂観察</p>
	 <p>図と地の関係を反転して使用することができます。</p>	 <p>展望台</p>
	 <p>白地に黒色で表現されている図記号は、赤、青、黄、緑の安全色(固有の色彩あり)を除く、他の色彩に変更することができます。また、色彩、明度を調整して使用する場合は、コントラストが十分明確になるようにする必要があります。</p> <p>※上記の青色は指定されている色彩ではない青を用いています。</p>	 <p>遊歩道</p>
		 <p>公園</p>

4 多言語での表記方法

(1) 多言語での表記方法

多言語での表記方法を定めるにあたり、表－9のとおり「固有名詞」「普通名詞」に分類し、表－10のとおり英語で表記することを基本とします。

表－9 「原語のパターン」とその定義

原語のパターン		定義	例	
固有名詞	一般的な固有名詞	①日本由来	日本の人名、地名等の固有名詞	釧路
		②外国由来	外国の人名、地名等の固有名詞	ニューオリンズ
	③普通名詞部分を含む固有名詞	「○○公園」「○○川」「○○山」等の普通名詞部分が含まれているもの	山花公園	
普通名詞	日本由来	④翻訳先言語に对訳がある	原語が日本語の普通名詞で、その概念・対訳語が翻訳先言語の文化に存在するもの	茶碗
		⑤翻訳先言語に对訳がない	原語が日本語の普通名詞で、その概念・対訳語が翻訳先言語の文化に存在しないもの	味噌
	⑥外国由来	原語が外国語の普通名詞	ガイド	

(注) 施設設置者等が定款等ですでに外国語表記を規定している場合（釧路公立大学 Kushiro Public University of Economics 等）については、必ずしも本項「4. 多言語での表記方法」によらないものとします。

表-10 英語での表記方法の基本方針

原語のパターン		表記方法	例	
固有名詞	一般的な固有名詞	①日本由来 表音表記 ※表音の表記は常にヘボン式ローマ字を用いることとする。	釧路 阿寒 音別	Kushiro Akan Ombetsu
		②外国由来 外国由来の原語部分を英語表記	ニューオーリンズ	New Orleans
	③普通名詞部分を含む固有名詞	・普通名詞部分以外の表音をヘボン式ローマ字で表記するとともに、普通名詞部分の表意を表記 ・表意表記の各単語の頭文字も大文字	山花公園 春採湖 阿寒湖 雄阿寒岳 雌阿寒岳 音別川 釧路川 釧路駅 釧路空港 幣舞橋	Yamahana Park Lake Harutori Lake Akan Mt. Oakan Mt. Meakan Ombetsu River Kushiro River Kushiro Station Kushiro Airport Nusamai Bridge
	普通名詞部分を切り離すと、それ以外の部分だけでは意味をなさないか、全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音表記に加え、普通名詞部分の表意を表記	貝塚大橋 古川	Kaizukaohashi Bridge Furukawa River	

普通名詞	日本由来	④翻訳先言語に対訳がある	<ul style="list-style-type: none"> ・表意表記 一定の対訳があるものの、日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、ヘボン式ローマ字で表音表記した後、表意を括弧()で括って表記 ・表意表記の各単語の頭文字は大文字 	茶碗 温泉	<i>Chawan</i> (Tea Bowl) <i>Onsen</i>
		⑤翻訳先言語に対訳がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘボン式ローマ字で表音表記した後説明的な語句を表記。 ・表意表記の各単語の頭文字は大文字 	寿司 味噌	<i>Sushi</i> <i>Miso</i> (Fermented Soybean Paste)
	⑥外国由来	<ul style="list-style-type: none"> ・原語を英語訳して表記 	ガイド	Guide	

表記方法の補足

- 1 表音の英語表記は、常にヘボン式ローマ字を用いることとする。
- 2 人名等で規定されている場合は英語以外のスペル（例：ç）を使用できる
- 3 括弧（ ）で括った表記を加える場合は、括弧の前に半角スペースを入れる。文章の中で使用する場合は、括弧の後にも半角スペースを入れるが、「.」「,」の前には半角スペースを入れない。
- 4 スペース、視認性の観点等から略語を用いることが適当と考えられる場合は、略語を用いることができる（例：Station → Sta.、Building → Bldg.）
- 5 発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。
- 6 普通名詞の表音を表記する際に、必要に応じてイタリックで表記することができる。
- 7 寺（仏閣）・神社については、普通名詞部分の表意を表記した英語に対応する日本語が複数存在しており、（例：Temple⇒○○寺・○○院等、Shrine⇒○○神社・○○神宮・○○天満宮・○○大社等）、仮に、普通名詞部分について英語による表音表記のみとすると、例えば厳島神社を Itsukushima Shrine と表記した場合に厳島神社を厳島神宮と誤って認識されたりするおそれがある。このため、旅行者に意味・呼び名を正しく伝える必要があることから、ローマ字による全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記することが望ましい。

(2) 施設名等の表記方法

① 一般施設

各施設設置者が定める英語名称を用いる。ない場合は、原則として固有名詞部分をローマ字により表音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の全ての単語の頭文字を大文字とする）。

② 橋

原則として固有名詞部分をローマ字により表音どおりに表記し、「Bridge」をつけて表記する。

例) 幣舞橋 Nusamai Bridge

ただし、慣用上、接頭語と固有名詞を切り離せない場合は普通名詞部分を含めてローマ字による表記とし、必要に応じて英語を付記する。

例) 貝塚大橋 Kaizukaohashi Bridge

③ 道路

道東自動車道については、「DOTO EXP」と表記する。

国道については、「(National Highway) Route + 路線番号」と表記する。

ただし、国道 38 号釧路新道については、「Kushiro Shindo」と、国道 38・44 号釧路外環状道路については、「Kushiro-Sotokan Road」と表記する。

道道及び市道の都市計画道路については、都市計画道路名をローマ字により表音どおりに表記し、「〇〇-dori や、〇〇-odori または、〇〇-sen」のように「-」（ハイフン）を入れ、「都市計画道路名称 + Avenue」と表記する。

例) 柳橋通 → Yanagibashi-dori Avenue

北大通 → Kita-odori Avenue

④ 単体の自然地名（山、川、岳など）

原則として固有名詞部分をローマ字により表音どおりに表記し、普通名詞部分は英訳して表記する。

例) 釧路川 Kushiro River

ただし、慣用上、接頭語と固有名詞を切り離せない場合は普通名詞部分を含めてローマ字による表記とし、必要に応じて英語を付記する。

例) 古川 Furukawa River

⑤ 居住地名

「町」の名称がつく場合、「固有名詞」と「machi/cho」を続けて表記する。「-（ハイフン）」は用いない。

例) 柳町 Yanagimachi

また、「東、西、南、北、上、中、下、新」の接頭語が固有名詞の前につく場合も、次に続く固有名詞との間に「-（ハイフン）」及びスペースを入れない。

例) 新釧路町 Shinkushirocho

ただし、はねる音を表す n と次にくる母音字又は y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。

例) 新栄 Shin-ei 新大楽毛 Shin-otanoshike

(3) ローマ字の扱い

英語表記において、下記にヘボン式ローマ字の表記方法を示す。

ヘボン式ローマ字のつづり方

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	－	ゆ	－	よ	ya	－	yu	－	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	－	－	－	を	wa	－	－	－	wo
ん	－	－	－	－	n	－	－	－	－
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

ローマ字の表記方針

表記方針は以下のとおりとする。

- ① はねる音「ン」はnで表すが、b、m、pの前ではmを用いることができる。
例) 南北 Namboku 音別 Ombetsu
- ② はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」(ハイフン)を入れる。
例) 新栄 Shin-ei 新大楽毛 Shin-otanoshike
- ③ つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表す。また、次にchがつづく場合にはcを重ねずにtを用いる。
例) 鳥取 Tottori
- ④ 長音は母音字を重ねない。また、長音の上につける「- (バー)」、「^」、の長音記号、「u」、「h」は使用しない。
例) 大町 Omachi 東栄 Toei 海光 Kaiko
※長音記号を用いないと他の名称と区別できない場合は、例外的に「h」を用いて長音を表記することができる。人名の表記方法については、本人の意向を尊重する。
例) 大野 Ono 又は Ohno 小野 Ono
※長音記号は日本独自のもので、外国人に理解されない可能性があるため、表記しない。
- ⑤ 特殊音の書き表し方は自由とする。

(4) 飲食店における多言語でのメニュー表記の支援

一般社団法人釧路観光コンベンション協会では、同協会ホームページのコンテンツ「多言語メニュー表記支援サービス」で、飲食店で提供する料理や飲み物、注文等に関わる会話表現等の英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語の表記について情報提供を行っています。

また、水のカムイ観光圏協議会では、同協議会ホームページのコンテンツ「食の安心表示おもてなし向上プロジェクト」で、食物アレルギーや宗教・信仰上などの理由から食事に気を付けておられるお客様のために、食事メニューの表示例や特定原材料表示の際のピクトグラムについて情報提供を行っています。

この他、経済産業省では、小売店舗における売場、商品、精算等に関する多言語での表示方法について、「小売業の店内の多言語表示ガイドライン」（平成 28 年 3 月）としてまとめています。

5 多言語表記の統一性・連続性の確保

多言語表記の不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者が混乱することがないように、統一性・連続性の確保に努めていくこととします。

6 多言語対応の推進

行政機関、観光事業者、公共交通事業者等による関係者間の連携や、多言語表記の意識の醸成を図るとともに、地域における共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記の統一に努めていくこととします。

市においては、多言語化に関する民間事業者の取り組みが促進されるよう、定期的にガイドラインの見直しを行う等、訪日外国人旅行者のニーズに合ったガイドラインの運用に努めていきます。

7 標識やサインのデザイン、設置方法に関する留意点

(1) デザインに関する留意点

標識やサインの新設・改修を行う際には、周辺の自然環境や空間との調和を図る観点から、また、訪日外国人旅行者にとって分かりやすいものとなるよう、可能な限り統一感を持たせるとの観点から、標識やサインのデザインにも留意します。

また、デザインは標準仕様を基本とし、オリジナルデザインを採用する場合は、導入後の補修等を考慮した検討を行います。

(2) 設置方法に関する留意点

標識やサインは、その用途・目的や設置場所により設置主体が異なるため、設置場所が過度に集中して、お互いの設置効果を弱めるような設置がなされている場合があります。

標識やサインの新設・改修にあたっては、上記のような問題が当該地域に生じていないか改めて検証し、問題があれば下記のような方法で解決していくこととします。

- ・利用者の移動や鑑賞の妨げにならない設置位置の検討を行います。
- ・屋外の他の管理者の設置標識・サインと並ぶような場合、以下の取り組みを検討します。
 - 1 情報が重複する標識やサインが存在する場合は、過剰な標識やサインを撤去するなどして、情報の重複を避ける。
 - 2 複数の標識やサインが近接し景観を損ねる場合は、一つの設置物にまとめる。

8 非常時等の対応

災害や事故、火災等の非常時においては、多言語対応がきわめて重要なものとなることから、観光庁ガイドラインに掲載されている基礎的な文例を以下に示します。

「観光庁ガイドラインより一部抜粋」

禁止・注意を促す内容（非常時の情報提供）

（１） 非常時等の情報提供

内容	英語
緊急地震速報です。強い揺れに注意してください。	This is an earthquake warning. There may be strong shaking.
頭を守り、安全な姿勢をとってください。	Protect your head and body.
エレベーター、エスカレーターは使用せず、階段を使用してください。	Do not use the elevator or escalator. Use the stairs.
落ち着いて、非常放送や施設関係者の指示に従ってください。	Keep calm. Listen for more information and instructions.
落ち着いて避難してください。	Stay calm as you move to safety.
係員の案内や、誘導灯を目印に避難してください。	Listen for instructions. Follow guide lights.

（２） 非常時等の情報提供（火災）

内容	英語
〇〇町付近で火災が発生しています。	There is a fire in 〇〇.
現在〇〇地区の火災は、●●方向へ燃え広がっています。	The fire in 〇〇 is spreading to ●●.
避難の用意をしてください。	Get ready to move to safety.

(3) 非常時等の情報提供 (津波)

内容	英語
地震による津波が予想されます。	A tsunami is expected.
ただ今、津波注意報が発表されました。	Tsunami warning!
ただ今、津波注意報が解除されました。	The tsunami warning has ended.
津波の心配はありません。	There is no tsunami danger.

(4) 非常時等の情報提供 (大雨、洪水)

内容	英語
さきほど〇〇地区に「大雨・洪水警報」が出されました。	This is a heavy rain and flood warning for 〇〇.
低い土地では浸水が発生するおそれがあります。	There may be flooding in low-lying areas.
厳重に警戒してください。	Please follow the situation closely.

(5) 予期せぬケガ・病気になった外国人旅行者対応

内容	英語
ケガをしていますか？	Are you injured?
体調が悪いですか？	Do you feel unwell?
家族に連絡しますか？	Shall I contact your family?
病院へ連れて行きましょうか？	Shall I take you to a hospital?

9 対訳語作成にあたっての方針及び対訳語一覧

(1) 対訳語作成にあたっての基本的な考え方

① わかりやすさ

英語を母国語としない外国人にも伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語、文章を採用することが重要です。

そのため、対訳語を作成するにあたり、地域の現状や特性を理解している複数の外国人による、ネイティブチェックを行うことが大変重要となっていきます。

② 英語の表記

重要な禁止・注意を促す標識・サインや、特に大きな標識・サイン、施設名の通称及び愛称については全て大文字で表記します。

例) 釧路市立美術館 → KUSHIRO CITY MUSEUM OF ART

出口なし → NO EXIT

※通称及び愛称については括弧 () の中に大文字で表記

例) 釧路市生涯学習センター「まなぼつと幣舞」

→ Kushiro Lifelong Learning Center (MANABOTTO NUSAMAI)

また、小文字でつづる場合、各単語の頭文字は大文字で表記します。冠詞、前置詞、接続詞が名称の途中にある場合はそれらについては小文字で表記します。

例) 釧路市立美術館 → Kushiro City Museum of Art

③ 文脈や使用する場面

文脈や使用する場面により使用すべき用語等が異なる場合があるため、対訳語を使用する際には注意が必要です。

④ 対訳語の見直し

用語・用法の変化等を踏まえつつ、必要に応じて対訳語の見直しを行っていくことが求められます。

(2) 市有施設に関する対訳語作成方針

- ① 対訳語の基本として、施設名の正式名称に、通称及び愛称等を併記し日本語表記の基本とする。

例) 釧路市生涯学習センター「まなぼっと幣舞」

また、通称及び愛称等が広く浸透している場合においては、通称及び愛称等を先頭にすることもできるものとする。

例) 鳥取ドーム (釧路市コミュニティ体育館)

- ② 施設名の通称及び愛称については括弧 () 書きの中に全て大文字で表記する。

例) 釧路市生涯学習センター「まなぼっと幣舞」

→ Kushiro Lifelong Learning Center (MANABOTTO NUSAMAI)

また、施設名を固有名詞化したもので、ローマ字表記だけでは施設の内容や意味合いを説明できない場合は、施設の内容を英訳して括弧 () 書きの中に付記する。

例) 米町ふるさと館 → Yonemachi Furusatokan (Heritage Museum)

- ③ 施設名の語頭に表記されている「釧路市」や「釧路」については、下記のルールに従い表記する。

ア 日本語名に「市立」が含まれる場合や釧路市の施設であること明確にする必要がある場合等は Kushiro City と表記する。

例) 市立釧路総合病院 → Kushiro City General Hospital

釧路市立博物館 → Kushiro City Museum

釧路市立美術館 → Kushiro City Museum of Art

イ 上記以外についてはすべて Kushiro と表記する。

例) 釧路市動物園 → Kushiro Zoo

- ④ 明確に理解される範囲内で省略できる部分 (Kushiro などの都市名、地名) については省略することができる。

例) 生涯学習センター「まなぼっと」

→ Lifelong Learning Center (MANABOTTO)

また、標識・サイン、地図などのスペース、視認性の観点から Sta.及び Ave.等の英語で一般的に用いられる略語については使用することができる。

さらに、ピクトグラムなどの案内用図記号と併用することで、より直感的に分かりやすく伝えられる工夫を行うこととする。